

平成26年7月23日

〒106-6140  
東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ  
Apple Japan 合同会社 御中

特定非営利活動法人  
消費者被害防止ネットワーク  
理事長 杉浦市  
(連絡先) 〒460-0002  
名古屋市中区丸の内2-18-  
三博ビル  
事務局長 外山孝  
TEL: 052-265-9211  
FAX: 052-265-9211

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当法人の2013年5月22日付申入書送付後、貴社の修理規約が改訂されましたが、改訂された規定を、消費者保護の観点から検討をさせて頂きましたところ、なお、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、再度、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成26年8月末日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 第1 3・3 責任制限

お客さまが消費者の場合、本規約に基づいて提供されるサービス及び製品に関して、その他特定の権利に関することがあります。お客様の権利に関してさらに情報が必要な場合は、居住する地域の消費者担当機関窓口へお問い合わせください。これらの権利の適用範囲にない場合、アップルは本規約で定められる救済を超える責任を負わないとし、これには製品の利用不能、利益の損失、ビジネスの喪失、データもしくはソフトウェアの損失や破損や情報漏えい、もしくはサービスの提供に対する責任を含みますがこれらに限られません。本規約で明示的に規定されている場合を除き、アップルは、結果的、特別、間接的、懲罰的損害に関し、かかる損害の可能性について報告を受けたまたは第三者からの請求があった場合でも一切の責任を負いません。お客様は製品の購入に関する責任について、お客様が修理サービスに対して支払った金額を超える損害賠償額に対し、アップルは一切の責任を負わないことに同意します。消費者の場合、（1）死亡や怪我および（2）不正行為に対する責任が過失を原因とする損失よりも重大である場合、アップルは当該責任を除外しません。

#### 1 申入れの趣旨

貴社の規定を、消費者にとって、明確かつ平易なものとなるよう配慮するとともに、貴社に故意または重大な過失がある場合の債務不履行責任、または不法行為責任について、消費者契約法8条1項2号、及び、同4号に違反しないことが明確になるように、改定されることを求めます。

#### 2 申し入れの理由

（1）貴社の「消費者の場合、（1）死亡や怪我および（2）不正行為に対する責任が過失を原因とする損失よりも重大である場合、アップルは当該責任を除外しません。」との旨の規定は、その意味内容がよくわからないものとなっています。

消費者契約法3条1項は、透明性原則を定め、「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるように配慮する」ことに努めることを義

務付けています。

よって、上記規定を消費者にとって、明確かつ平易なものとなるよう、改訂されることを求めます。

(2) また、貴社に故意または重大な過失がある場合の責任について、消費者契約法8条1項2号は事業者の故意または重大な過失により生じた債務不履行責任の一部を免除する条項を無効としています。

消費者契約法8条1項4号は、事業者の債務の履行に際してなされた、当該事業者の故意又は重過失がある場合の不法行為により、消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項を無効としています。

貴社の「消費者の場合、(1) 死亡や怪我および(2) 不正行為に対する責任が過失を原因とする損失よりも重大である場合、アップルは当該責任を除外しません。」との旨の規定は、上記「および」が「かつ」の意味内容をもつような場合には、責任の一部を免除する条項を「死亡や怪我の場合」に限定し、貴社に故意または重大な過失がある場合に、上記消費者契約法8条1項2号、同4号に違反することにもなります。

従いまして、貴社の規定を、消費者にとって、明確かつ平易なものとなるよう配慮するとともに、消費者契約法8条1項2号、及び、4号に違反しないことが明確になるように改定されることを求めます。

以 上